

○高圧ガス 四方山話 その4

【容器の廃棄】

高圧ガス容器の廃棄（処分）は、どうするのでしょうか。簡単に考えれば、産業廃棄物としてスクラップ屋法さんに渡せば終わりなのではないでしょうか。いやいや、違います。容器の廃棄は、保安法できっちり決まっています。法 56 条によれば、容器の廃棄に際して、「くず化」することが定められています。

では、「くず化」ってなんでしょう？運用解釈によれば、「容器に穴をあける程度では不十分で、容器を二つに切断し、二度と容器としては使用できないようにすること」とあります。管理が厳重ですね。もっとも、高圧ガス容器が盗難にあったら行政に「高圧ガス事故届」を提出しなければならないことを考えれば当然のことと思います。

こんな大変な作業を自分たちではできませんので、通常はガス販売会社等にお金を支払って「くず化处理」をしてもらいます。

尚、容器の廃棄（くず化）に際しては、行政に届け出る必要はありません。

(2020/11/18)

※コラムの内容はあくまで福岡市との協議で判断された内容もありますので
各自治体の判断が異なることがあります。